

## 消費税率引上げ予定と その対策

6月26日に消費税増税関連法案が衆院を通過したことで、平成26年4月1日から消費税率は8%、その1年半後からは10%（ともに地方消費税を含みます）になることが予定されています。今回は、3%から5%に税率が引き上げられた時期の経過措置の復習と、低所得者対策の類型についてまとめてみたいと思います。

### (1) 経過措置について

経過措置の中で、最も重要な箇所は、税率アップ後も、一定の取引きについて、増税前の税率を適用できる措置であり、工事の請負など取引金額が大きいもの、リース契約など長期間にわたり適用されるものが特に重要となります。

経過措置は、ふたつの税率が混在することで起こる問題を緩和する狙いで設けられるわけですが、今回の予定では、税率が8%の期間はわ

ずか1年半で平成27年10月1日には10%に引き上げられる予定となっています。前回の経過措置の例では適用日の半年前までの契約が境目となっていた例もあり、またそうでない例もありました。経理の現場で大きな混乱が起らないような十分な準備が必要となりそうです。

### (2) 逆進性（低所得者層）対策

算出した所得税額から一定額を税額控除して控除しきれなかった金額については現金を給付するという制度です。米、英、独、仏などで実施されていますが、インフラとして番号制度の導入が不可欠となります。

### (3) 軽減税率の導入議論

食料品等の生活必需品の税率を低めに設定する軽減税率の導入も検討されています。

例えば、ドイツでは同一のファーストフードのハンバーガーでも、店内飲食は外食扱いで標準税率19%ですが、テイクアウトだと食料品扱いで軽減税率7%が適用されます。これら軽減税率の基準作りは並大抵のことではありません。

今後の動向を注視しなければなりません。

## ナマの税務相談室

**Q** 先日、友人からご紹介いただきました。早速ご指示どおり資料の一部を送らせていただきました。本日はお忙しい折、お

時間をいただきまして有難うございます。主人の病状が急変し相続対策など全く考えることもなく今年の3月突然死去しました。税金等よく分かりませんのでよろしくお願いいたします。

**A** 誠にご愁傷さまで。まだお若いから相続税のことまでは考えが及ばなかったのはよくわかります。早速お送りいただいた資料等はそれなりに検討させていただきましたが、ご主人の相続時の財産はお住まいのマンション、賃貸マンション、預貯金、保険金等で約1億円です。葬式費用や土地の評価減を考慮しますと現段階では相続税はそれほど大きな金額ではありません。職業柄の質問ですが、著名な会社に定年まで勤務された割には、相続時の金融資産は意外と少ないですね。

## 相続財産の 贈与と相続税

**Q** 今住んでいるマンションは以前3000万円で購入した自宅マンションが倍額で売れ、その金額に2000万円の借金と手持ちの

預貯金で1億のマンションを購入し、退職金で借金を清算いたしましたので現金は確かに少ないです。

**A** 成る程、後日、資料を確認させていただきますが、ご事情は分かりました。

**Q** ところで、主人が生前お世話になった公益財団法人に、100万円を寄附いたしましたが、この取扱いは如何ですか？

**A** 公益財団法人等一定の資格、要件を有している団体等に相続財産を贈与した場合は相続税の課税対象にはなりません。但し、贈与後2年以内に前述の要件に該当しなくなった場合は当該財産の価額は課税対象になりますことを申し添えます。申告に必要な添付書類要件もありますが、後日お知らせいたします。

## ナマの税務相談室